

議会受付番号	鎌議第 1144 号
質問者	上島寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

懲戒行為を起こした労働組合幹部（再任用職員）への厚遇について

2 質問の要旨

労働組合を職員団体であるのに自称している鎌倉市職員労働組合の委員長を務め、現在副委員長を務める再任用職員（納税課所属）が懲戒処分行為を起こした件について、

- 1 何故、通常の職員の不祥事の発生時とは手続きを異なって把握した段階で鎌倉市議会・代表者会議に報告しなかったのか。
- 2 人事を預かる職員課としては、たとえ、懲戒行為を非組合員だろうが、労働組合の大幹部が起こそうが、平等であるべき手続きであるはずだが、この見解は違うのか。
- 3 鎌倉市議会、代表者会議に報告をしないと決めたのは誰か、その者の職位は何か。
- 4 議長もしくは副議長から平成 27 年 9 月 9 日時点で本件について抗議等動きは市長部局にあったのか。あったのであればその内容は何か。

3 答弁

- 1 答弁内容は、平成 27 年 9 月 28 日付で回答しました議会受付番号鎌議第 1190 号の答弁 5 と同じです。
- 2 職員の非違行為に対する懲戒処分については、組合員又は非組合員の区別なく行っています。
- 3 今回の職員が遅刻を繰り返す行為は、職員考査委員会に諮問するのは、初めてのケースであり、実際に懲戒処分に該当するかどうか、職員考査委員会の審議の行方が分からなかったため、懲戒処分を決定してから報告しよう判断したのは、市長です。
- 4 答弁内容は、平成 27 年 9 月 28 日付で回答しました議会受付番号鎌議第 1190 号の答弁 6 と同じです。